

様式C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年3月31日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2008

課題番号：19520667

研究課題名（和文） 律令国家の国郡制成立過程に関する考古学的研究

研究課題名（英文） The Archaeological Research about the Formation Process of the Local Administrative Organization (Koku-Gun System) of Rityou State in Ancient Japan

研究代表者

山中 敏史（YAMANAKA TOSHIJI）

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所・文化遺産部・文化遺産部長

研究者番号：90000504

研究成果の概要：

本研究では、7世紀第Ⅲ四半期以前の前期評段階とそれ以降の後期評段階との間で、限定的・端緒的で不安定な官衙施設から恒常的な施設への変化や、王領を核として住民を王権直属民とした人的編成組織から領域による人民掌握単位への変化がうかがえることを明らかにした。また、国衙には7世紀第Ⅲ四半期以前に遡る例がないことも示した。それによって、天武朝以降に国評制が成立し、8世紀以降の国郡制として継承され確立していく過程を展望した。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,800,000	540,000	2,340,000
2008年度	1,500,000	450,000	1,950,000
年度			
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・考古学

キーワード：郡衙、評衙、地方官衙、郡界、領域、ミヤケ、掘立柱建物、五十戸

1. 研究開始当初の背景

日本古代律令国家の地方支配単位である国郡制の成立過程については、大化5年に国造のクニが全面的に評に移行し、その後の再編成を経て郡が成立したとする孝徳朝前面立評説が通説的な位置を占め、評の行

政領域については郡の前身と位置づける見解が一般的である。

また、近年では7世紀中葉に遡る評の官衙（評衙）とされる遺跡例や、国・評・五十戸などの表記を伴う荷札木簡の検出例が増加してきていることから、7世紀中葉に

における評の全面的成立や国評制の成立を推定し、それを起点として連続的に国郡制の成立へと至る過程を跡づけようとする研究動向も盛んになりつつある。

しかし、郡衙遺構の初現時期は7世紀末ないし8世紀初頭に集中する傾向がみられ、また、地域の人々の生活圏や共同体的なまとまりがそのまま評となり郡へ移行したとは理解しがたい地域の例も明らかになってきている。また、後に踏襲される整備された国庁の初現期は8世紀前半代に下る傾向があり、国司による地方統治の確立期が郡制成立時期よりやや下る可能性も指摘できる。

このように、評の成立や郡制への移行過程、国造のクニと郡領域との質的な異同関係、在地勢力と立評との関係、国内統治システムの実質的な確立過程等についてが議論のあるところであり、まだ具体的な実態がほとんど明らかにされていないこともあり、多くの問題点を多く抱えている。

そこで、新たな文字資料の発見や最近の研究動向を踏まえたうえで、考古学サイドから、初期地方官衙遺跡の実態と変遷について改めて整理する必要がある。そしてまた、孝徳立評の根拠とされている評関係の木簡や史料についても、その評が置かれた各地域に即して、在地勢力の動態や王権との関係を検討することが急務となっている。そうした資料の検討を経たうえで、評(郡)・国といった行政単位の成立過程やその性格、成立の意味などについて、通説的見解の再検討を含めた考察が求められている。

2. 研究の目的

(1) 7世紀末より遡る評衙関係遺跡と8世紀以降に連続する郡衙遺跡とを、建物の構造や変遷に焦点を当てて比較し、初期「評衙」の特徴を明らかにする。

(2) 初期評衙関係遺構、立評史料、評・五十戸木簡が存在する地域・評(郡)などを対象として、その郡域設定と在地勢力との関係、評衙設置場所の歴史地理的環境について検討を加え、評の歴史的 성격について考察する。

(3) 左右対称の構造をもつ国庁に先行する初期官衙が見ついている国衙遺跡をとりあげ、その施設の特徴を整理し、それが郡衙と類似した構造と性格を有していたことを明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 文献史学・考古学両サイドにおける国郡制成立過程に関する代表的な見解について、各郡(評)域の文献史料や古墳・寺院分析に関する解釈を中心に論点整理をおこない、問題点を抽出する。

(2) 研究協力者を動員して、7世紀末期より遡る官衙関係遺跡の発掘調査報告書を総めぐりし、これまでの研究によって抽出してきた官衙遺跡の諸属性(建物規模、平面形式、出土遺物等々)を中心としたデータの収集作業をおこない、データベースを作成する。

(3) 評衙関係遺跡の建物遺構の規模や平面形式などの諸属性データの統計処理をおこない、8世紀以降に連続する郡衙遺構と比較することによって、その特徴を明らかにする。

(4) 評衙関係遺構の存続期間に着目し、郡衙遺構との違いを明らかにする。

(5) 7世紀中葉に遡る前期評衙遺跡の分析にあたっては、主要な遺跡の現地踏査をし、周辺の高墳や寺院・集落跡との関係など歴史地理的環境について調査する。

(6) 『評制下荷札木簡集成』(奈良文化財研究所、2006年)に所載された木簡資料に基づき、評や五十戸・里の現地比定に関わる諸説を整理し、7世紀中葉段階における評・里所在地の特徴や歴史的環境について検討を加え、ミヤケ所在地との関係などに焦点を当て、評の歴史的 성격について検討する。

(7) 地域論的な分析対象地域として、常陸国那珂・鹿嶋・茨城・行方の諸郡、筑後国御原・御井郡、讃岐国山田・香川郡などをとりあげ、郡界線と在地社会との関係を明らかにする。そして、各地域における分析結果を総括し、国郡制成立過程の実態およびその成立の意義について考察する。

(8) 左右対称の構造をもつ8世紀代の国庁に先行する官衙遺構を取り上げ、その存続期間や規模・構造の特徴を明らかにする。

4. 研究の成果

(1) 7世紀期第Ⅲ四半期に遡る前期評段階の官衙関係遺跡や、6世紀後半以降のミヤケ関係遺跡、豪族居宅遺跡の発掘調査成果について、掘立柱建物の諸属性や建物配置、

それら建物群の変遷等について焦点を当てて資料を収集した。

(2) 上記の収集資料のうち、7世紀代の地方官衙関係遺跡の所在地、報告書等の文献、建物遺構の構造・平面形式・平面総長・柱間寸法、柱穴の規模・形状、等々の建物データを収録したデータベースを完成させた。そして、その成果の一部を奈良文化財研究所ホームページで公開中の「地方官衙関係遺跡データベース」を更新する形で一般公開した。

(3) 前期評段階の官衙遺跡の分析によって次のような点を明らかにした。

① 前期評段階に遡る評・郡衙例は限られており、普遍的にみられるわけではない。『常陸国風土記』に孝徳朝の立評関係記事がみえる陸奥国磐城郡についてみると、いわき市根岸遺跡（磐城郡衙跡）における官衙遺構の初現期は第Ⅳ四半期に下り、前期評段階の官衙施設は判然としない。この遺跡で孝徳朝期に遡るのは豪族居宅と見られる遺構であることを考慮すると、居宅が前期評衙の機能をも担っていた可能性が高いと思われる。

② 7世紀第Ⅳ四半期以降の後期評衙や郡衙と比較すると、前期評以前と後期評段階以降との間で建物規模・構造や建物配置等に大きな変化がみられる。また、柱間寸法などの点にも天平尺とは異なる造営尺やその短期間での顕著な変化がみられる例もある。さらに、柱掘方規模に比して柱痕跡の径が20cm未満と小規模な例がみられ、用材確保の点などに後期評衙や郡衙の建物造営との差を見いださう。

③ 松山市久米官衙遺跡群や大分市城原・里遺跡例にみられるように、前期評段階に遡る遺構の場合、7世紀末以降の郡衙遺構に比べて、建物群の頻繁な建て替えや構造・配置の変化が著しいという特徴を示している。

④ こうした前期評関係遺構のあり方は、評衙が在地における公的機関として未分化であるという実態、あるいは官衙としての位置づけが定着していないという背景があったことを示していると考えられる。

(4) 前期評と後期評・郡との関係について、現地踏査も含めた地域論的な分析をおこない、次のような点を明らかにした。

① 『常陸国風土記』に立評記事がみえる常陸国諸郡について、6世紀以降の古墳分布からみた7世紀前葉以前の在地勢力圏と郡域との関係を検討した結果、旧国造などの支配領域がそのまま評・郡域に移行した

状況は考えがたく、旧来の勢力圏の分断を伴う郡界設定もおこなわれたことが明らかになった。

② 筑後国御原・御井郡の官衙関係遺跡や、三野国ム下評大山五十戸・刀支評恵奈五十戸の比定地などの現地踏査により、その地域の歴史地理的環境について検討した。その結果、これらの地域にはミヤケやアガタといった大和王権の王領が存在していた可能性が高いことが判明した。それにより、前期評段階に遡る立評や五十戸編成は、まずは王権の地と密接な関わりのある地域から段階的に設定された蓋然性が高いと推定した。この点は、孝徳朝全面立評説やこの時期の評を郡の前身と捉える通説的見解に疑問を投げかける成果である。

③ 讃岐国山田郡田図に見える香川・山田郡界線や、近江国覇流村墾田地図からうかがえる犬上・愛智郡界線、駿河国志太・益頭郡界推定線などについて、現地の地形や在地の生活圏との関係について検討した。その結果、これらの郡界線については自然地理的環境とは無関係に、在地の生活圏を分断する形で設定されていることが確認され、そこに旧来の国造のクニなどとはことなる郡域成立の本質が現れていると言うことができる。

④ 『和名類聚抄』の隣接郡における同名郷の比定地について整理した結果、それらの郷には一体的な自然地理的条件下にあって隣接した位置関係にある例が少なくないことが判明した。そして、評・郡堺設定に伴い、それまでの一体的な生活圏が二郡に分割されたことに伴い、それぞれの地域が旧地域の名を冠した場合が多いことを推察した。

⑤ 上記のような点には、旧来の族制的な支配領域とは異なり、地域による人民区分単位としての郡（後期評）という地方行政単位の本質が現れていると考えられる。

(5) 国衙遺跡の初現期の様相について検討し、次のような成果を得た。

① 7世紀第Ⅲ四半期に確実に遡る例は見られない。

② 7世紀末に遡る政庁とみられる遺構は、方半町程度の規模で口の字型郡庁と同様の構造をとっている。また、院構造をとらない例もある。こうしたあり方は、郡庁より一回り大型の規模を有し、9世紀以降に踏襲される国庁の一般的なあり方とは大きく異なる。

③ これらの国庁前身建物には同一位置での建て替えなどが認められず、端緒的なあり方を示している。

④ 前身の政庁については、郡庁にあたる

可能性も残るが、初期の国庁と考えた場合、評の上に立つ上級官衙としての格式がまだ整っていないことを示している。このことは、7世紀代の国が、下部の評を統轄する行政単位としては、まだ未成熟な段階にあったことを示唆していると思われる。

(6) 上記の点から、次のような国郡制成立過程を推定することができる。

①「皇太神宮儀式帳」に「難波朝廷天下立評」とみえるように、孝徳朝期には全国的に評が設置され、また、それ以前に設置された評もあった。これらの七世紀第Ⅲ四半期以前に設置された評については、令制下の郡に継承される行政単位として、孝徳朝に全面的に成立したと捉える説が有力視されている。

しかし、それらの評には、駅や津といった交通・軍事拠点、後の里の前身と捉えるべき例など各種の評があったことや、後の郡には受け継がれない評があったことも判明してきている。評が元来は軍事的性格をもつ集団などを指す呼称であったことや、早期に成立した評の地域にはミヤケやアガタの存在が推定されることも考え合わせると、前期評は、まずミヤケや王領を核として成立し、住民を王権直属民とした人的編成組織としての性格を持っていたと可能性が高いと思われる。

②これに対して、郡には平野を直線（道路）で分割した領域を伴っていた例がみられる。しかし、この郡境には地形的な境界はみられず、氏族分布をみても古くからの明瞭な領域区分があったとは認められず、元来は一体的な生活圏が人為的に分断されたことを示している。多くの郡の場合は、自然地形などを郡界線としていたと思われるが、右のような直線郡界などの例は、そうした郡域設定の背後に、新たな領域区分による人民掌握単位として成立した郡の本質が如実に現れていると言え、前代以来の一円的な歴史的世界が郡へと受け継がれてきたとする通説に疑問を投げかけるものと思われる。

③国については、7世紀中葉からの国制の存在が説かれることもあるが、その支配拠点となる国衙の初現期は7世紀第Ⅳ四半期を遡らない。このことは、従来からも指摘されているように、天武12年・同13年の国境画定事業を経て国の領域が画定され、地方行政単位として成立したことを裏付けるものと考えられるべきであろう。7世紀代に遡る国庁前身の官衙遺構は、天武朝にかけて派遣された総領・国宰という地方官の駐在する拠点として機能した可能性がある。ただし、後期評との上下関係はまだ十

分確立していない状況を推定できる。

④天武12年の国境画定作業では「限分に堪えず」とあるように、国や評という新たな行政領域の画定は容易でなかったことを示している。それは、地方豪族らによる錯綜した重層的支配関係の清算や、在地住民の生活圏の行政的分断といった大きな変化を伴う作業であったからであろう。そうした旧来の族制的支配に変わる行政単位としての国・評制の成立は、持統3年の浄御原令の施行や、翌年の庚寅年籍による公民の一元的把握などの過程を経て、ようやく達成されていったと考えられる。

⑤このようにして成立した国評制は国郡制へと継承されていく。大宝令による評から郡への用字変更の理由については諸説があるが、7世紀後葉以降における評の性格変化に伴うものと考えられよう。すなわち、天武14年には、私家にあった兵器が郡衙へ収公されているように、この時期の評にはまだ軍事的組織として本来的な性格も維持されていた。

しかし、持統3年には、軍事的集団組織としての評の機能が軍団として分離され、国の直轄となる。また、国境画定と併行する形で評域も確定され、評は人的集団組織から地域区分による人民掌握単位へと変化する。それに伴って、国と評との官僚制上の上下関係も整備されていく。さらに、交通拠点としての評の機能は、駅という別組織に受け継がれ、国によって管轄されることになった。

このように評の機能が行政に限定され、評の本来の呼称と相容れない行政単位へと変化したことが、朝鮮系の「評」の用字の廃止につながったと考えられる。そして、中国と並ぶ文明国家としての体裁を整えるために、封建制から郡県制への移行を果たした秦の制度に始まる「郡」の表記を導入することになったのであろう。

本研究の成果からは、こうした国郡制の成立過程を推定することができよう。

(7) このほか、本研究の一環として、『地方行政単位の成立と在地社会』というテーマで研究集会を主催し、考古学・文献史学・歴史地理学の研究者の参加を得て、国郡制成立過程に関する研究の現状と課題について討議し、共通理解を深めることができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ①清野陽一(研究協力者)「常陸国の古墳分布と郡領域」『古代地方行政単位の成立と在地社会』奈良文化財研究所、1～24頁、2009年、査読無.
- ②山中敏史「地方豪族居宅の建物構造と空間的構成」『古代豪族居宅の構造と機能』独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所、89～298頁、2007年、査読無.

[学会発表] (計1件)

- ①清野陽一(研究協力者)「常陸国の古墳分布と郡領域」古代官衙・集落研究会第12回研究集会、独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所、2007年12月14日.

[図書] (計2件)

- ①山中敏史編『古代地方行政単位の成立と在地社会』独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所、2009年.
- ②山中敏史編『古代豪族居宅の構造と機能』独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所、2007年.

[その他]

- ①山中敏史作成『古代地方官衙関係遺跡データベースー奈良文化財研究所ー』(独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 ホームページ)、2009年3月更新。
URL <http://mokuren.nabunken.go.jp/NCPstr/NCPstr.htm>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山中 敏史 (YAMANAKA TOSHIJI)
独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所・文化遺産部・文化遺産部長
研究者番号：90000504

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者

(4) 研究協力者

志賀 崇 (SHIGA TAKASHI)
京都大学大学院人間・環境学研究院生
(博士後期課程)

清野 陽一 (SEINO YOUICHI)

京都大学大学院人間・環境学研究院生

(博士後期課程)